

○産業医科大学病院長の職務及び権限について

令和元年10月1日産医大内達第2号

第1条 この達は、産業医科大学病院組織規程（昭和54年規程第4号）第2条の2第3項の規定に基づき、産業医科大学病院長（以下「病院長」という。）の職務及び権限に関する事項を定めるものとする。

（病院長の職務）

第2条 病院長は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく産業医科大学病院（以下「病院」という。）の管理者として、理事長の命を受けて、病院の運営に関する次に掲げる職務を行う。

- （1）医療安全管理について、十分な知見に基づく高度な医療安全管理体制の確保に関すること。
- （2）高度かつ先端的医療の提供に関すること。
- （3）病院組織の総合的な把握と、これらを含めた適切な病院の管理及び運営に関すること。
- （4）高度の医療技術の教育及び研究に関すること。
- （5）学生、医師、医療技術職の医療に関する教育及び研修の実施に関すること。
- （6）地域医療機関との連携及び発展に関すること。
- （7）診療及び病院の運営等に関する諸記録の適正な管理に関すること。
- （8）病院に関する経営情報の把握と経営の管理及び改善に関すること。
- （9）産業医科大学病院総合医療情報システム等の維持及び管理に関すること。
- （10）病院の個人情報管理に関すること。
- （11）病院の事業計画、予算の策定及び管理に関すること。
- （12）病院職員への運営及び経営方針等重要事項の周知に関すること。
- （13）その他理事長から特別に委任された事項

2 病院長は、前項各号に掲げる職務の遂行にあたっては、リーダーシップを果たすよう努めなければならない。

（病院長の権限）

第3条 病院長は、管理運営上、必要な意思決定を行うとともに、人事及び予算執行に関する適切な権限を有する。

（職務の監査）

第4条 病院長は、第2条第1項各号に掲げる職務の遂行について、監事による年1回の業務監査を受けなければならない。

（報告）

第5条 病院長は、学校法人産業医科大学理事会又は学内役員会へ、病院の運営及び経営の状況並びに重要事項を適宜報告しなければならない。

（雑則）

第6条 この達に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この達は、令和元年10月1日から施行する。